

住 安 第 3 0 0 3 号
令 和 7 年 4 月 4 日

関係団体 各位

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準
の一部改正について（周知）

平素より県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

このことについて、令和7年2月14日付け住安第3126号にて改正を通知したところですが、この度追加の改正を行いましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、会員各位へも周知いただけますと幸いです。

なお、CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分に対する当基準の適用については、今後パブリックコメント等の手続きを実施した上で、7月頃に改めて改正する予定であることを申し添えます。

担 当 建築指導班

電話番号 054-221-3075

メー ル kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp